

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律について

長野県林務部鳥獣対策・ジビエ振興室

## 1 改正の趣旨

- 近年、全国的にニホンジカ、イノシシ等の生息数の増加や生息域の拡大による自然生態系及び農林水産業等への被害が深刻化
- 一方で、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- これらを踏まえて、鳥獣の管理等の一層の促進と捕獲等の担い手確保を図るための法改正

## 2 主な改正点

## ① 鳥獣の「管理」の明確化

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息管理によって被害等への対応を図ることを明確にするため、法の名称・目的・各計画に鳥獣の「管理」を規定

- ・「鳥獣保護事業計画」⇒「鳥獣保護管理事業計画」
  - ・「特定鳥獣保護管理計画」⇒「第一種特定鳥獣保護計画」「第二種特定鳥獣管理計画」
- 都道府県知事が策定

## ② 都道府県が主体となる捕獲事業の創設

集中的かつ広域的に管理(生息数の減少・生息地の縮小)を図る必要のある鳥獣を環境大臣が「指定管理鳥獣」に指定し、都道府県等が事業主体となって捕獲等を進める「指定管理鳥獣捕獲等事業」を新たに実施

- ・ニホンジカ、イノシシを指定管理鳥獣に指定
- ・捕獲等の許可不要、一定の条件下での夜間銃猟等を合法化

## ③ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣捕獲事業を行う一定基準を満たした事業者(法人に限る)を都道府県知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を導入

- ・認定鳥獣捕獲等事業者は、国・都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」の受託が可能
  - ・従事者は、狩猟免許更新時における適性検査等が免除
- 認定鳥獣捕獲等事業者のメリット

## ④ 住宅集合地域等における麻醉銃の許可

都道府県知事の許可を受けた者による住宅地、広場、駅等の住宅集合地域等で行う鳥獣捕獲等における麻醉銃の使用を合法化

## ⑤ 狩猟免許取得年齢の引き下げ

網猟及びわな猟の免許取得の対象年齢を満20歳以上から「満18歳以上」に引き下げ

## 3 今後の対応

- 平成26年5月30日に公布、平成27年5月29日施行  
県は、平成27年度以降の施策に反映するとともに、現行の各計画を平成27年5月29日から「鳥獣保護管理事業計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」に改定
- 都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」は、環境省が①平成26年度補正予算で13億円(9/10補助)、②平成27年度当初予算で5億円(1/2補助)を措置  
長野県では、①のうち1億2,800万円余を平成27年度に執行予定

# 平成27年度 ニホンジカ捕獲の推進体制

## 1 指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲事業の概要

### (1) 事業概要

改正鳥獣保護管理法に基づき、国が指定する「指定管理鳥獣」(全国的に生息頭数が増加し、緊急的に捕獲を進める野生鳥獣)であるニホンジカを県が事業主体となり捕獲を行う事業

### (2) 事業主体及び予算額

事業主体：長野県 予算額：123,000千円(国庫：111,000千円、一般財源：12,000千円)

### (3) 事業内容

ア 捕獲対策：県が事業主体となり、県猟友会や認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、遠隔地等の標高の高い地域や今後生息区域の拡大の恐れのある地域等において捕獲を実施

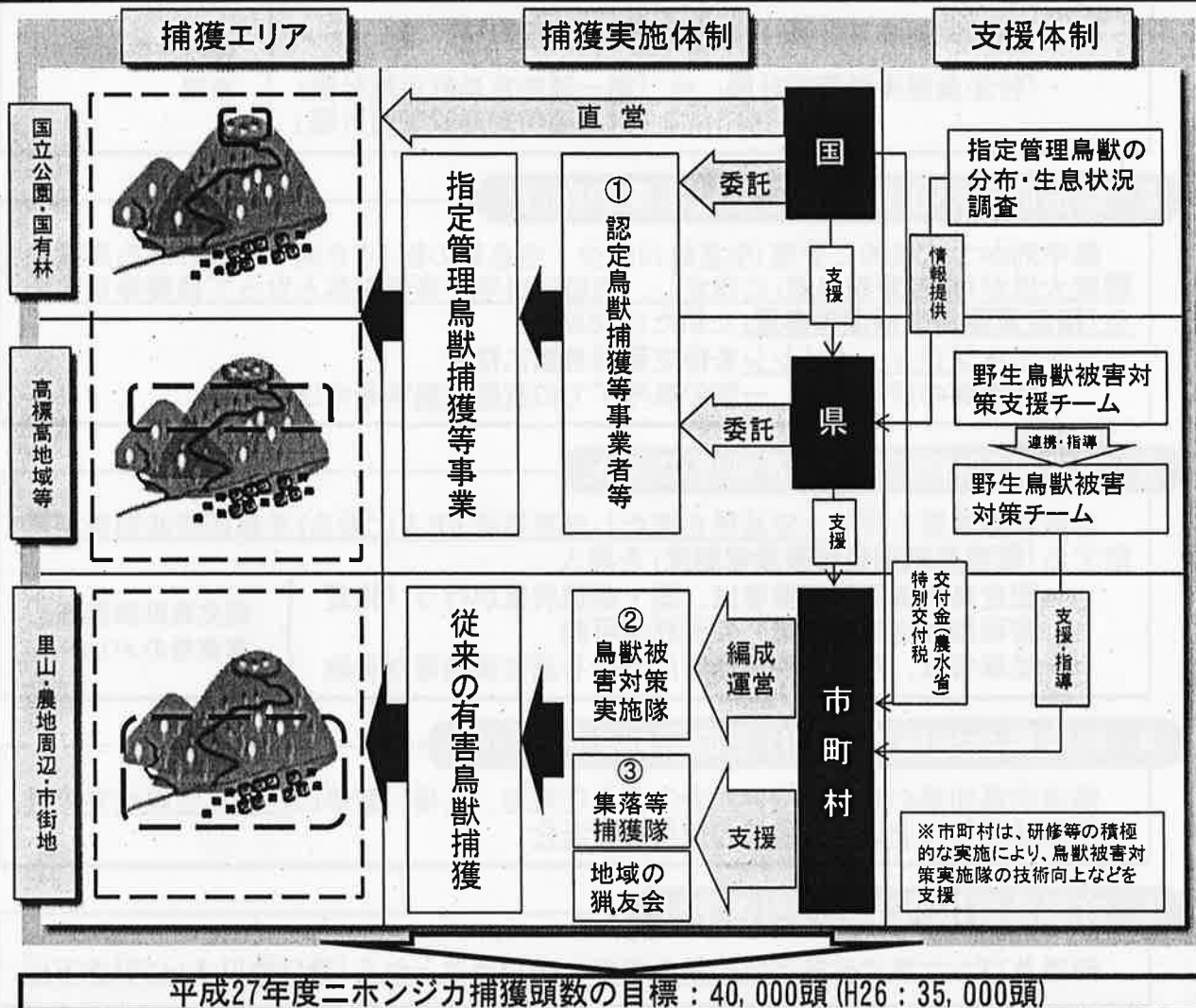
イ 共同捕獲：市町村及び国の機関等と協議会を組織し、国有林や県境付近等で面的な捕獲を実施

ウ 高度捕獲：特定の場所にえさで誘引して繰り返し狙撃するなどの新たな捕獲技術の実証

### (4) 捕獲目標

指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲事業(県事業)によるニホンジカ捕獲数：5,000頭

## 2 ニホンジカ捕獲の推進体制



## 3 捕獲体制の概要

区分	構成員等	根拠法令等
① 認定鳥獣捕獲等事業者	一定の捕獲技術を有する者が構成する企業・NPO等の法人で捕獲事業計画を作成し知事の認定を受けた捕獲者	鳥獣保護管理法第18条の2
② 鳥獣被害対策実施隊	市町村長が任命等をした者で組織する隊(非常勤職員扱い)で市町村内の農林業被害発生地域で活動する捕獲者	鳥獣被害防止特別措置法第9条
③ 集落等捕獲隊	一定の捕獲技術を有する者等の下に狩猟免許を持たない集落の住民等で組織する隊で集落単位の活動する捕獲者	県が鳥獣保護法に基づき策定する第11次鳥獣保護事業計画